

(別表1)「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」(平成16年9月10日規制改革・民間開放推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項に関するフォローアップ結果

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
1	税務証憑の電子データによる保存の承認	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条	法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律(通称「e-文書法」)の制定等により行うこととする。	平成16年度のできるだけ早期に法案提出(平成17年4月施行予定)	「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)」,「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百五十号)」を第百六十一回臨時国会に提出し、可決、成立。平成十七年四月一日に施行予定。( ITウ )	平成17年度中に措置(4月1日施行予定)	財務省 内閣官房
2	ねずみ族駆除施行(免除)証明書の有効期間の延長	昭和45年12月11日衛発871号「無線検疫制度の運用について」	検疫港に入港する船舶について、各国政府機関により国際保健規則に準じて延長を認められたねずみ族駆除施行(免除)証明書の受入れを、平成16年度内の実施を目的に認める。	平成16年度中	「無線検疫制度の運用について」(昭和45年12月11日付け衛発第871号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、延長されたねずみ族駆除施行(免除)証明書の受入れを平成17年4月1日から認める。( 運輸イ a)	平成16年度中に通達発出、平成17年4月1日より実施	厚生労働省
3	愛知万博期間中における訪日韓国人観光客への査証免除	外務省設置法第4条第1項13号	韓国側の新型旅券の導入を前提に、愛知万博開催期間に合わせて、平成17年3月初めより9月末日まで期間限定の査証免除を実施する。	平成16年度中	平成17年3月1日より9月30日までの期間限定査証免除を実施した。(平成17年1月24日、韓国政府に対し口上書発出。)( 法務ウ a)	平成16年度中措置済	外務省
4	アジア・大洋州諸国人に対する商用目的での数次査証発給の円滑化	外務省設置法第4条第1項13号	中国、韓国、台湾を除くアジア・大洋州諸国人について、数次短期滞在査証の現地発給基準の緩和及び有効期間延長(1年から3年)の措置を図る。	平成16年度中	平成17年1月1日より、数次短期滞在査証の現地発給基準について、在職年数要件を5年から1年へ短縮する等の緩和を実施するとともに、有効期間についても、原則3年に延長する措置を実施した。(平成16年12月22日通達発出)( 法務ウ22d)	平成16年度中措置済	外務省
5	台湾人修学旅行生に対する査証手続きの緩和	外務省設置法第4条第1項13号	台湾人修学旅行生及び引率者たる教師について、査証手続きの緩和措置を実施する。	平成16年中	平成16年9月1日より、査証申請書の提出及び査証手数料を免除した。(平成16年9月1日プレスリリース。なお、プレスリリースにおいて明記されていないが、引率教員についても同様の措置を実施。)( 法務ウ21)	平成16年度中措置済	外務省
6	バイOMETRICS(生体情報)を活用した出入国審査体制の構築に向けた調査研究等	-	国際的標準に準拠したバイOMETRICS(生体情報)の読み取り及び認証を行う機器の開発・設置等に向けて、調査研究及び実証実験を行う。	平成16年度中	国際的標準に準拠したバイOMETRICS(生体情報)の読み取り及び認証を行う機器の開発・設置等に向けた調査研究及び成田空港における実証実験を実施した。( 法務ウ32)	平成16年度中措置済	法務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
7	小規模開発行為に係る開発許可申請の効率化(手続の簡素化に関する周知徹底)	都市計画法第29条、第30条、第37条	都市計画法に基づく小規模な開発行為に係る開発許可申請について、事業者負担の一層の軽減の推進を図ることを開発許可権者である地方公共団体に対して周知徹底する。	平成16年度中	都市計画法に基づく小規模な開発行為に係る開発許可申請について、事業者負担の一層の軽減の推進を図ることを開発許可権者である地方公共団体に対して周知徹底した。(住宅工25)	平成16年度措置済	国土交通省
8	宅地造成等規制法における変更手続の効率化(手続の簡素化に関する周知徹底)	宅地造成等規制法第8条第1項	宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事に係る許可を得た後の工事計画の軽微な変更時の取り扱い等の簡素化について、許可権者である地方公共団体に対して周知徹底する。	平成16年度中	宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事に係る許可を得た後の工事計画の軽微な変更時の取り扱い等の簡素化について、許可権者である地方公共団体に対して周知徹底した。(住宅工26)	平成16年度措置済	国土交通省
9	電子カルテの医療機関外での保存	診療録等の保存を行う場所について平成14年3月29日医政発第0329003号/保発第0329001号 診療録等の外部保存に関するガイドラインについて平成14年5月31日医政発第0531005号	電子カルテ等診療情報の保存について、個人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、医療機関等以外であっても保存を認めることとするため、「医療情報ネットワーク基盤検討会」における技術及び運用管理、事業主体等の要件の検討結果を踏まえ、国民的な理解を前提として、平成16年度中に速やかにガイドラインを策定する。	平成16年度中	平成16年9月に取りまとめられた「医療情報ネットワーク基盤検討会」の最終報告を踏まえて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(案)」を作成し、パブリックコメントに付した。確定次第速やかに公表する。(医療イ)	平成16年度一部措置済、平成17年度措置済	厚生労働省
10	保健機能食品(特定保健用食品)の表示について	健康増進法第26条、健康増進法施行規則第14条	「健康食品」に係る制度の在り方に関する検討会の提言を踏まえ、特定保健用食品の表示の許可制度において疾病リスク低減表示を認めるための考え方を平成16年中を目途に示す。	平成16年中目途	「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会の提言を踏まえ、特定保健用食品の表示の許可制度において疾病リスク低減表示を認めることとし、許可に必要な科学的根拠の考え方や申請手続等について通知した。(医療カ)	平成16年度中措置済	厚生労働省
11	ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和(地方公共団体での申請受付の窓口の明示)	道路運送法第80条第1項 「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日 国自旅第240号) 「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」(平成16年3月16日 国自旅第241号)	都道府県の担当窓口について早期に取りまとめ、「福祉輸送に係る取り扱い規定集」に掲載するとともに別途、ホームページで公表。各地方運輸局及び運輸支局においても問い合わせに対応できるようにする。	平成16年度中	都道府県、各地方運輸局及び運輸支局の担当窓口について取りまとめ、「福祉輸送に係る取り扱い規定集」に掲載するとともに別途、国土交通省本省のホームページで公表し問い合わせに対応できるようにした。(運輸ア34)	平成16年度中措置済	国土交通省
12	高速道路料金の軽減化	道路整備特別措置法第2条の4、第11条 道路整備特別措置法施行令第1条の5、第1条の6	現行の別納割引制度については廃止するが、大口・多頻度利用者向けにETC車を対象とした新たな割引制度を導入。	平成17年春	高速自動車国道において、大口・多頻度利用者の利便を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、ETC車を対象とした「大口・多頻度割引」を創設した。(平成17年4月1日より実施予定)(運輸ア25)	平成16年度一部措置済、平成17年度措置済	国土交通省
13	事業所の室温に関する規制の整合性確保	・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・「夏季の省エネルギー対策について」(省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定) ・「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定文」 ・労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項	「夏季の省エネルギー対策について」(省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定)における冷房中の室温に関する記載について、労働安全衛生法事務所衛生基準規則と整合性のある表現とする。(エネエ)	平成17年中	「夏季の省エネルギー対策について」(省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定)における冷房中の室温に関する記載について、労働安全衛生法事務所衛生基準規則と整合性のある表現とする。(エネエ)	平成17年中	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
14	自動車分解整備事業に関する屋内作業場面積の算定の考え方の周知徹底	道路運送車両法第80条第1項 道路運送車両法施行規則第57条	壁、扉等で区切られていなくても、雨をしのいで分解整備作業を行うための屋根があれば、道路運送車両法上の自動車分解整備事業を行うための屋内作業場として認める取り扱いについて、各運輸局に対して周知徹底する。	平成16年度中	壁、扉等で区切られていなくても、雨をしのいで分解整備作業を行うための屋根があれば、道路運送車両法上の自動車分解整備事業を行うための屋内作業場として認める取り扱いについて、各運輸局に対して周知徹底した。(運輸ア35)	平成16年度中措置済	国土交通省
15	損保代理店登録・届出手続電子化実施後の個人代理店死亡および法人代理店組織変更における代理店登録特例の設定	保険業法第276条、第277条、第278条	保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が短くなるよう登録制度の運用の見直しを実現しているが、電子化実施後も同様の運用で対応する。	平成17年度中	保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が短くなるよう登録制度の運用の見直しを実現しているが、電子化実施後も同様の運用で対応する。(金融工)	平成17年度中	金融庁
16	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化	-	外国当局が求める提出書類等について調査したうえ、ルールの明確化を行う。	平成16年度中	保険会社が外国で営業免許を申請する際の申請手続の明確化を行い、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会に対して通知した。(金融工24)	平成16年11月10日 措置済	金融庁
17	単元未満株主の共益権の見直し	商法第211条	単元未満株主の有すべき権利については、原則として現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、閲覧請求権等一定の権利について定款で制限することができるよう平成17年中に措置(法案提出)する。	平成17年中	単元未満株主の有すべき権利については、原則として現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、閲覧請求権等一定の権利について定款で制限することができるよう平成17年中に措置(法案提出)する。(法務イ)	平成16年度中(第162回国会に関係法案提出)	法務省
18	中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用に関する管理監督の強化	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用について、当該利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を发出し、指導・監督を徹底する。	平成16年度	左記内容の通知を发出した。(金融才26)	平成16年度中措置済	経済産業省
19	生命保険会社による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	16年度末までに、前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。	平成16年度中	前払式証券の規制等に関する法律施行規則等の一部改正(平成16年内閣府令第88号)により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加した。(金融工26)	平成16年11月17日 措置済	金融庁
20	骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について	保険業法施行規則第4条	保険要件として必要な、偶然性の確保、モラルリスクの排除などについて確認した上で、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるよう、平成16年度中にできるだけ速やかに関係府令の改正を実施する。	平成16年度中	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」により、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるよう、保険給付対象事由を追加した。(金融工27)	平成17年3月措置済	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
21	保険業法上の主要株主規制の整理・緩和	保険業法第127条11項、同法第271条の32第1項、同法施行規則第210条の14	「保険会社としての定款変更の届出」と「(他の保険会社の)主要株主としての定款変更の届出」を同時に行う場合、当該届出を行う保険会社からの要望があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行うこととする。	即時	「保険会社としての定款変更の届出」と「(他の保険会社の)主要株主としての定款変更の届出」を同時に行う場合、当該届出を行う保険会社からの要望があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行った。(金融工22)	即時措置済	金融庁
22	社債発行に関する取締役会決議義務付の見直し	商法第296条	社債の発行手続については、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内における具体的な額等の決定及び一定の期間内における個々の発行時期の決定を委任することができるよう平成17年中に措置(法案提出)する。	平成17年中	社債の発行手続については、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内における具体的な額等の決定及び一定の期間内における個々の発行時期の決定を委任することができるよう平成17年中に措置(法案提出)する。(法務イ)	平成16年度中(第162回国会に係る法案提出)	法務省
23	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることについて、有価証券市場において問題がないことを確認の上、関係法令の改正を16年度中に実施する。	平成16年度中	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることについて、有価証券市場において問題がないことを確認の上、関係法令の改正を17年度中に実施する。(金融ウ)	平成17年中早期に措置	金融庁
24	通訳案内業試験の採点基準および合格基準の明確化	通訳案内業法第5条の4第1項	受験者の予見可能性を高めるため、既に公開している解答例につき、周知徹底を行う。	平成16年度中	既に公開している解答例について、広く一般に公開するため、国際観光振興機構のホームページに掲載した。(資格)	平成16年度中措置済	国土交通省
25	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外	電気用品安全法施行令第1条別表第2、1(3)	平成17年度中に溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外する方向で、平成16年度中に公聴会(電気用品安全法第49条)を開催する。	平成17年度	公聴会を開催し、その結果を踏まえて溶接用ケーブルを電気用品の指定対象から除外する措置を講じた。(基準イ)	平成16年度中措置済	経済産業省
26	市町村民税特別徴収の手続きの簡素化	地方税法第317条の6同法第321条の4同法施行規則第10条同法施行規則第2条	特別徴収税額通知書の様式について、納税手続きの簡素合理化等の観点から、地方税法施行規則に定める様式に統一するよう、再度周知を図る。	平成16年中	平成16年12月27日、文書により市町村に対して特別徴収税額通知書の様式の統一を求めたほか、平成17年1月26日の都道府県担当課長会議においても、この旨を伝えた。(基準イ30)	平成16年度中措置済	総務省
27	高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し	高圧ガス保安法第35条第4項一般高圧ガス保安規則第82条液化石油ガス保安規則第80条コンビナート等保安規則第37条冷凍保安規則第43条	保安検査の基準について、民間基準が採用できるように対応する。	平成16年度中	平成16年9月15日に開催された総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会における提言を受け、関係省令の改正を行うとともに、同部会の下に民間基準を審査する保安検査規格審査小委員会を設置し、保安検査の基準について、民間基準を採用することを可能にした(冷凍保安規則等の一部を改正する省令)(平成16年11月30日公布、平成17年3月31日施行)(危険イ)	平成16年度中措置済	経済産業省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管府省
28	火薬類取締法の適用を受けない火工品申請の円滑化(相談窓口の周知徹底)	火薬類取締法第2条 火薬類取締法施行規則第1条の4	適用除外火工品の申請において、申請に関する相談窓口先の周知徹底をHP等によりはかる。	平成16年度中	適用除外火工品に関する相談窓口を周知徹底するため、原子力安全・保安院のHPにおいて相談先を掲載した。(危険才)	平成16年度中措置済	経済産業省
29	農地保有合理化事業に関する財産の目的外処分のための承認申請書類の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第14条	農地保有合理化事業で買入れた土地の目的外処分の承認を行う関係機関に対して、承認に当たって求める資料は当該承認の判断に必要な最低限の資料とする旨を周知する。	平成16年度	農地保有合理化事業に関する財産の目的外処分のための承認申請書類についての通知を発出した。(農水イ)	平成16年度中措置済	農林水産省